

「犯罪被害者等基本計画骨子案(2)」について

井上正仁

2 頁〔今後講じていく施策〕(1)のうち3行目以下

「法務省において、附帯私訴、損害賠償制度等、損害賠償の請求に関して検察官の立証の成果を利用することにより……」となっていますが、検討会の第2回会合の席上で確認されたまとめでは、「附帯私訴、損害賠償等」という例示はなかったと記憶します。それらの制度を採用する可能性を現段階で否定するという趣旨ではありませんが、第2回会合でも、複数の構成員から慎重論が示された点でもあり、この書きぶりですと、読み方によっては、それらの制度の採用に積極的な態度決定をしたかのように受け取られるおそれもあるように思いますので、その部分を削除すべきだと考えます。

犯罪被害者等基本計画骨子案(2)(修正案)について

平成 17 年 6 月 6 日

井上 正 仁

1) 事務局で作成された標記修正案中、「1 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)」について私が提出した意見に対して、山田構成員の意見に対するのと同様に、「附帯私訴、損害賠償命令は、いずれも例示である。」との回答が記されていますが、私の意見は、その語句を用いた趣旨はそのとおりであるとしても、原案のような言葉遣いでは、読み方によっては、より積極的な意味合いに受け取られるおそれがあることを理由とするものでしたので、そのように説明するだけでは、十分な回答にはなっていないように思われます。私がこれまで関与した審議会等の文書についても、作成者の意図から離れて、不用意な言葉遣いをした部分が異なった意味に解釈されあるいは喧伝され、独り歩きをしたという苦い経験を持っています。今回の骨子案の上記語句についても、私のほかに山田構成員も、単なる例示という以上の意味を持ち得る語句であると受け取られたからこそ、上記の意見を提出されたわけでしょうから、その語句を削除しないのであれば、例示であることをより明確にするような修文を行うべきではないかと考えます。

その点で、法務省の方からの修正意見を拝見しますと、問題の文章を「……について、我が国にふさわしいものを新たに導入する……」と改めることが提案されていますが、このように修文するなら、上記の語句も例示であることが明らかになると思われしますので、その修正意見を採用することに賛同し、それが採用されるならば、私の上記意見は撤回させていただきます。

2) また、法務省の修正意見にある「没収・追徴を利用した損害回復」という語句を例示に加えるべきだとの提案について、事務局の方では、その制度は「財産犯被害者を対象とするものであり、趣旨が異なるため、例示として併記することは適切でない」とのお考えのようですが、今回の基本計画により援助等を拡充しようとしている対象は「殺人事件の遺族や性犯罪被害者など精神的に重い負担に苦しむ犯罪被害者等」に限られるものとは理解しておりませんし、そのように限るのが適切であるとも考えません。その制度も、刑事手続の成果を利用することにより犯罪による被害の填補を図ろうとするものであることは間違いなく、前回の検討会でも、そのような意味から、その制度についても言及があったと記憶しておりますので、それを例示に加えるという提案を支持いたします。